

令和元年度

第12回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 令和2年3月6日（金） 午後1時30分～

場 所 庄原市保健センター

議案1 庄原市農地利用最適化推進委員の委嘱について

議案2 農地法第3条の規定による許可について

議案3 農用地利用集積計画（3月31日公告）の決定について

議案4 農地法第5条の規定による許可について

議案5 非農地証明申請について

議案6 農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積
及び区域の指定について

議案7 令和2年度 標準農作業料金等について

備 考

庄原市農業委員会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄	○		17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭		○
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子		○
12	竹森 達	○		24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	石田 泰清		○
係 長	原田 淳司	○		主 任	小田 正儀		○
主 任	森戸 活美	○		(高野出張所)			
				出張所長	石田 豊年		○
(西城出張所)				主 任	藤原 直人	○	
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)			
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○
				主 任	桑原 惣	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	山口 博昭		○
主 事	宮永 竣介	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後1時30分)

事務局長：ただ今より、令和元年度第12回庄原市農業委員会総会を開催いたします。本日は、21番天根委員と23番松長委員から欠席の申し出がなされております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議 長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 22 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議 長：本日の議事録署名者を指名します。10番前田委員、11番田澤委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議 長：それでは、議案第1号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局長(本庁)：(資料により応募者の応募内容を読み上げて説明)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

議案1 「農地利用最適化推進委員の委嘱について」提案のとおり委嘱することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定しました。

議 長：それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。受付番号63から78について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7番三吉委員 受付番号77について新規就農者ということであり、家まで買われて移住をされるとのことであるが、生計を維持できるほどの規模ではないと思われる。

その辺で、継続して営農が可能かどうかについて、先ほど説明をされた以外でなにかないでしょうか。

事務局 譲受人は、土木工事の施工管理をする予定とされており、兼業で農地を維持管理されるようです。

5番堀江委員 参考までに、外国籍により農地取得の制限はあるのか。

事務局 国籍による農地取得の制限は法定されていない。

議 長：担当委員の植木農業委員から何かありますか。

2番植木委員：申請に基づく現地確認を行っております。現地的な状況ですけれども、農地は一定の管理がされていたようなので問題ないと確認しました。

(なしという声)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号63から78について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地法第3条の規定による許可について」受付番号63から78について申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画(3月31日公告)の決定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画書の令和2年2月期の申

出分については、別紙「令和2年3月31日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしという声)

議 長：無いようですので、採決に移ります。なお、9番森兼委員、11番田澤委員については議事参与の制限を受けますのでいったん退席をお願いいたします。

それでは「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第3「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

受付番号46から57について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号46、47

位 置 等：説明資料の6ページと7ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額借入資金
他 法 令：太陽光発電計画の認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：農用地区域から令和2年3月除外見込み

受付番号48

位 置 等：説明資料の6ページと8ページに記載
転用事由：一般住宅
資金計画：一部自己資金、一部借入資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：農用地区域から令和2年3月除外見込み

受付番号49

位 置 等：説明資料の6ページと9ページに記載
転用事由：一般住宅
資金計画：全額借入資金
他 法 令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：農用地区域から令和2年3月除外見込み

受付番号50

位 置 等：説明資料の6ページと10ページに記載
転用事由：農業用施設
資金計画：全額自己資金
他 法 令：特になし

周辺影響：影響ないと確認
除外手続：農用地区域から令和2年3月用途変更見込み

受付番号 51

位置等：説明資料の6ページと11ページに記載
転用事由：宅地拡張
資金計画：一部自己資金、一部借入資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：農用地区域から令和2年3月除外見込み

受付番号 52

位置等：説明資料の6ページと12から18ページに記載
転用事由：一時転用 残土処分場（農地改良）
資金計画：全額自己資金
他法令：土砂条例申請中、道路改築許可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：農用地区域からの除外不要な一時転用

受付番号 53、54

位置等：説明資料の6ページと19ページに記載
転用事由：共同住宅建設用地
資金計画：全額借入資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：除外不要な都市計画区域の用途指定区域

受付番号 55

位置等：説明資料の6ページと20ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額借入資金
他法令：太陽光発電計画の認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：農用地区域から令和2年3月除外見込み

受付番号 56

位置等：説明資料の21ページと22ページに記載
転用事由：太陽光発電設備
資金計画：全額借入資金
他法令：太陽光発電計画の認可済
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：農用地区域から令和2年3月除外見込み

受付番号 57

位置等：説明資料の23ページと24ページに記載
転用事由：農業用施設
資金計画：全額借入資金
他法令：特になし
周辺影響：影響ないと確認
除外手続：農用地区域から令和2年3月用途変更見込み

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7 番三吉委員 受付番号 5 2 号について、隣接の地目や状況を教えてほしい。また、確実に農地に戻ることが書類上、整えられているか。

事務局 北がアパート敷地、両サイドが山林原野、南側は、申請地より高い位置になりますが、登記地目は田です。申請地と隣の田は、谷底に位置するような形で、申請地の高さとおアパート敷地の高さは、5.0 メートル程度の高低差があります。

書類的な部分としては、農地復元誓約書として、復元後の作付け、牧草（イタリアン）を作付けするという作付け計画も記載されているものを、連署で提出いただいております。

議 長 そのほかありませんか。はい、9 番森兼委員どうぞ

9 番森兼委員 受付番号 5 1 について、既存の建物があったようだが、その時点で既に農地に一部入り込んでいたのか。

事務局 説明資料の下段で示している配置図については、転用計画である今後の計画される家を記載しております。今後、建てられる家に対して、敷地が足りないので農地の一部を分筆され、既存の宅地と合わせて敷地とされるものですので、現行では入り込んでいません。

議 長 そのほかありませんか。

(なしという声)

議長：ないようですので採決にはいります。受付番号 46 から 57 について、一括で採決をしたいと思いますがこれにご異議がございませんか。

(なしの声あり)

議長：それでは受付番号 46 から 57 について、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。挙手全員決定されました。

議 長：続きまして、議案第 5 「非農地証明について」を上程します。受付番号 55 から 60 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 概略)

受付番号 55

位置等：説明資料の 6 ページと 25 ページに記載

潰廃事由：この度売買を進めようとした際、調査いただくと昭和 58 年頃に前所有者が、倉庫を建てた際に一部が農地に入り込んでいたことが判明した。

現地確認：現地は、倉庫が建っており、農地として復旧するのは困難で非農地と確認

受付番号 56

位置等：説明資料の 6 ページと 26 ページに記載

潰廃事由：平成元年頃に祖父が家を建てた際に、隣接する畑も宅地に取り込んだと思われる。

現地確認：現地は、農家住宅の庭となっており農地への復元は困難で非農地と確認

受付番号 57

位置等：説明資料の 27 ページと 28 ページに記載

潰廃事由：昭和 50 年頃に耕作不便なところであり、耕作放棄したので山林化した。

現地確認：現地は、雑木が繁茂する山林となっており農地としての復元も困難で非農地と確認

受付番号 58

位置等：説明資料の 29 ページと 30 ページに記載

潰廃事由：平成 5 年頃から高齢化により耕作ができなくなり荒廃した。

現地確認：現地は、雑木等が繁茂する原野山林で農地としての復元も困難で非農地と確認

受付番号 59

位置等：説明資料の 31 ページと 32 ページに記載

潰廃事由：現地は、ほ場整備の残地であり、平成 7 年頃に納屋を建てるため造成しその後宅地と一体的に利用している。

現地確認：現地は、宅地と一体的に利用されており農地としての復元も困難で非農地と確認

受付番号 60

位置等：説明資料の 33 ページと 34 ページに記載

潰廃事由：昭和 45 年頃に池を作りその周囲に庭木を植栽し宅地と一体的に利用した。

現地確認：現地は、宅地と一体的に利用されており農地としての復元も困難で非農地と確認

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

議 長：非農地証明について、受付番号 55 から 60 について、これを一括で採択したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですから受付番号 55 から 60 について申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 6 号「農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定に基づく別段面積及び区域の指定について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

議案集で 8 ページ、説明資料 35、36 ページで説明を行う。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7 番三吉委員 改めて確認するが、これは庄原市外からの転入を要件にはしていなかったですね。

事務局 はい、転入を要件とはしていません。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積及び区域の指定」について提案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第7号「令和2年度標準農作業料金の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

議案集で9ページ、説明資料37ページで説明を行う。消費税の増税に伴う対応を図ったことを資料で説明。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

16番高坂委員 防除は、野菜の防除も想定しているのか。

事務局 本案では、水稻防除で背負式噴霧器によるナイヤガラ方式を想定している。

7番三吉委員 端数整理については、どのような整理か。

事務局 税抜きで換算したときに百円単位以下のものについては、税をかけた段階では1円単位で四捨五入、税抜きで換算したときに千円単位のものについては、税をかけた段階では10円単位で四捨五入としております。

議 長：そのほかありませんか。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。「令和2年度標準農作業料金の決定について」について、提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議 長：挙手全員決定されました。

議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：つづいて会長報告を行います。

2月10日 庄原市再生協議会の会議へ出席

2月13日 全国女性農業委員三役会議

2月18日 広島県農業会議 常設審議会

2月20日 庄原市農業委員 農地最適化推進委員合同役員会

2月21日 広島県農業会議主催の研修会

2月25日 就農者の計画認定審査会

3月2日 広島県ウーマンネットワークより女性農業委員登用促進についての要請など
人事の件で市長へ要望活動

3月3日 広島県農業会議 会長・事務局長会議

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(農地係長が、その他事項について説明)

- ・コロナウイルスに対する総会の対応について
 - ・合同役員会の内容について
 - ・庄原市政に対する意見書の回答について
 - ・令和元年度庄原市農地賃借料の情報について
- 報告等を行った。

議長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。
これをもって、閉会といたします。(午後3時03分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

令和2年3月6日

議長
(道下和子)

10番委員
(前田耕廣)

11番委員
(田澤信雄)
